

# 会議開催のお知らせ

## 第1回 栃木県河川整備計画懇談会 (渡良瀬川上流圏域河川整備計画)

一級河川利根川水系渡良瀬川上流圏域河川整備計画の変更にあたり、河川法に基づき学識経験を有する者の意見を聴取するため、下記のとおり第1回栃木県河川整備計画懇談会を開催します。なお、会議は公開といたします。傍聴をご希望の方は、次に定める手続に従って傍聴してください。

### 記

- 日 時 令和2(2020)年1月8日(水) 午前10時00分～
- 場 所 栃木県庁舎 北別館会議室403  
宇都宮市戸祭元町1
- 議 題 渡良瀬川上流圏域河川整備計画(第3回変更原案)について
- 傍聴定員 20名

傍聴をご希望の方は、上記の開催予定時刻前までに、会場にお越しください。会場では受付いたしますので、氏名と住所をご記入願います。

なお、受付開始時間は当日9時45分からです。傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了いたしますので、ご了承ください。

### ■ 会場までのご案内



お車でご来場の際は、栃木県庁西駐車場をご利用下さい。

- 問い合わせ先 栃木県県土整備部河川課企画治水担当  
電 話 028-623-2444 F A X 028-623-2441

# 傍 聴 要 領

## 栃木県河川整備計画懇談会

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴をご希望の方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第、受付を終了いたします。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。